

<一般委託>

公園廃棄物収集運搬業務(一般委託)仕様書

公園廃棄物収集運搬業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|--------|--|
| 1 | 目的 | 不入斗公園に集積された廃棄物を委託業者が指定する処分場まで収集運搬するものである。 |
| 2 | 履行期間 | 令和元年7月1日から令和2年3月31日まで |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市不入斗町1丁目2番1ほか2箇所 |
| 4 | 業務内容 | 別紙「業務仕様書」参照 |
| 5 | 特記事項1 | 別紙「産業廃棄物処理作業共通仕様書」のとおり |
| 6 | 特記事項2 | この契約で示した内訳単価以外を使用する場合については、別途協議により決定する。 |
| 7 | 関係法規 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び家電リサイクル法その他関係法令を遵守すること。 |
| 8 | 資格要件 | 本業務履行については、下記の資格を有すること。 ・神奈川県または横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) |
| 9 | 契約方法 | 単価による業務委託契約(一般委託) 廃棄物収集・運搬(　／回) |
| 10 | 支払方法 | 本件は2回払い(10月・3月の末締め)で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。 |
| 11 | その他事項 | ・年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定である。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。 ・この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 12 | 監督員連絡先 | 環境政策部 公園管理課 小林 晓子 |

<指示又は希望事項>

| | |
|----------------------------------|---|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | <p>・この業務を実行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p> |
|----------------------------------|---|

内 訳 表

廃棄物収集・運搬

(税抜き)

| 廃棄物名 | 種 別 | 単位 | 予定数量 | 上限単価 | 契約単価 |
|-----------------------|----------|----|------|--------|------|
| 混合廃棄物 (自転車、バイク) | 回収容量 6m3 | 回 | 8 | 25,000 | |
| 廃プラスチック類 | 回収容量 6m3 | 回 | 8 | 25,000 | |
| ガラスくず、ガレキ類及び 陶磁器くず | 回収容量 6m3 | 回 | 8 | 50,000 | |
| 家電 | 回収容量 4m3 | 回 | 4 | 25,000 | |

※ 契約単価欄は、契約者が記入する。

※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること

※ 予定数量に単価を乗じた金額の合計金額を入札金額とすること

公園廃棄物収集運搬業務仕様書

1 一般事項

- (1) 業務実施に当たっては、一般来園者に対し、危険のないよう充分注意し、作業中に一般来園者に被害を及ぼした場合は、受託者の責任において処理すること。また、常に火災、盗難、その他事故の発生予防に充分注意すること。
- (2) 作業に用いる機械器具及び消耗品等はすべて受託者の負担とする。
- (3) 収集場所は、不入斗公園（横須賀市不入斗町1丁目2番1）内の指定箇所とする。
- (4) 産業廃棄物は産業廃棄物処理票（マニフェスト）を用いるものとし、委託者が指定する処分場へ運搬すること。
冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機・衣服乾燥機については、家電リサイクル法に基づき、横須賀市内の指定引取場所（株式会社東産業 横須賀市佐原4丁目404番18）へ運搬及びリサイクルすること。
- (5) 業務終了後、作業実績表、計量伝票、家電リサイクル券及び業務写真を提出すること。検査に必要な業務写真等の記録は、不明瞭にならぬよう注意して撮影し整理して遅滞なく提出し、検査を受けること。
- (6) 廃棄物の取り扱いは、保管場所に掲げてある廃棄物名とし、別途区分の廃棄物が混在していた場合は、速やかに委託者へ連絡し、指示を受けること。

2 作業計画

- (1) 委託者から収集運搬すべき廃棄物を指示後、日程調整のうえ、指示日から概ね1週間以内に実施すること。
- (2) 作業時間は、9時から17時までの間に行うこと。
- (3) 天候等による理由で業務が履行できない場合は、速やかに委託者へ報告すること。
- (4) 業務開始前に使用車両を委託者へ報告すること。なお、使用車両を変更する場合は、その都度、報告すること。

3 業務仕様

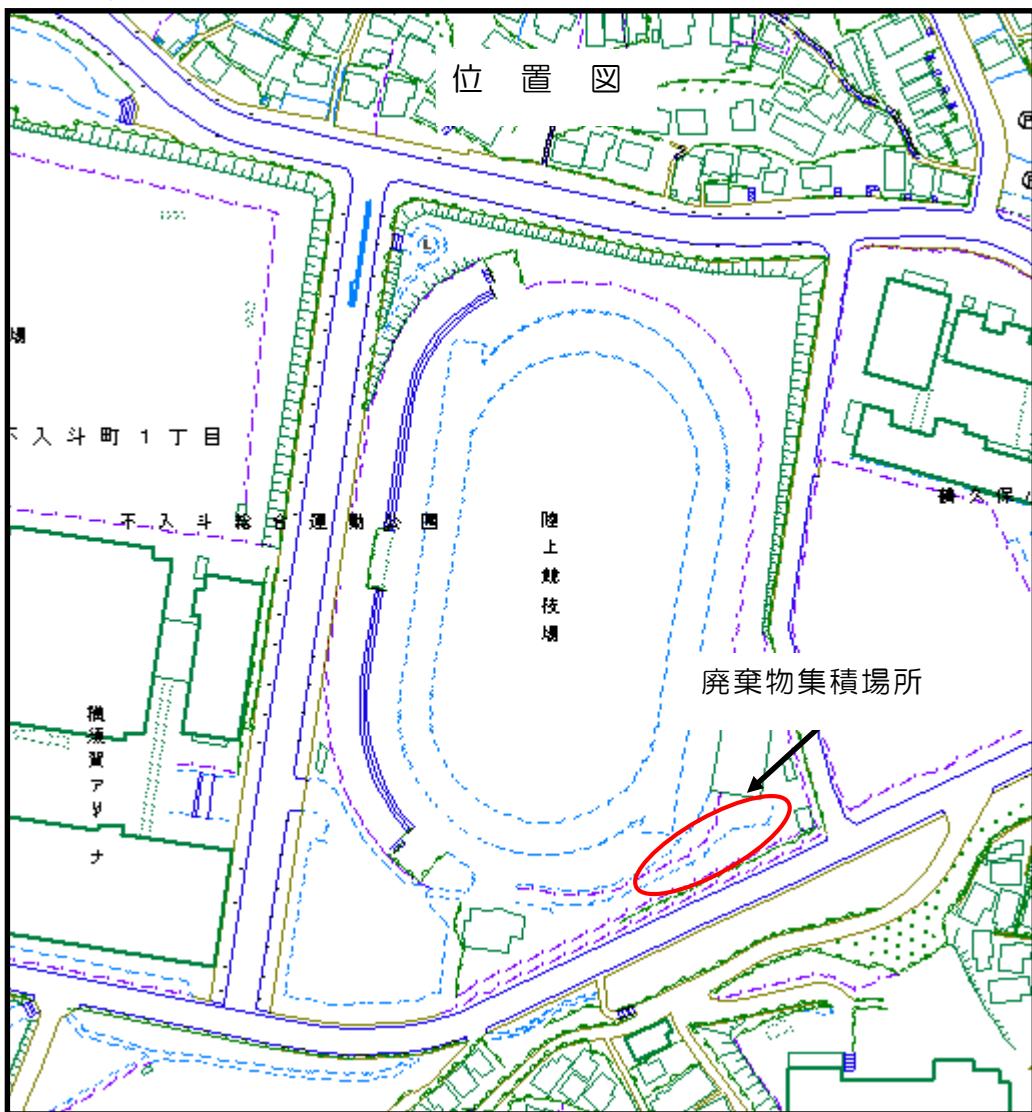
- (1) 不入斗公園で廃棄物を収集するにあたり、極力騒音を立てないように配慮して行うこと。
- (2) 廃棄物を運搬するにあたり、飛散させないように適切な処置を施すこと。
- (3) 写真管理について、収集前後の集積場所、運搬先の施設での持ち込み状況、その他委託者の指示する箇所で撮影すること。

4 家電リサイクル費について

- (1) リサイクル費用は、請負者の一時負担とし、後日市に請求するものとする。
＊ ただし、本業務は収集運搬のみの単価契約であるため、精算は別途の請求で行うこととする。

4 収集場所

- 下記位置図のとおり、不入斗公園内の指定箇所とする。



産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定量は、次のとおりとする。

種類 : 別紙の通り

数量 : 別紙の通り

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要が生じた場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

(甲乙の責任範囲等)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰るべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならぬ。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処 分 先（中間処分又は最終処分）

事業場の名称 : 環境衛生管理（株）
所 在 地 : 横須賀市長沢5-3241
処 分 の 方 法 : 破碎
施設の処理能力 : 416t/日

2 再 生 先

事業場の名称 : _____
所 在 地 : _____
再 生 の 方 法 : _____
施設の処理能力 : _____